新潟県条例第８号

新潟県行政手続条例の一部を改正する条例

新潟県行政手続条例（平成７年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章、条及び項の表示に下線が引かれた章、条及び項（以下本則において「移動後章等」という。）に対応する同表の改正前の欄中章、条及び項の表示に下線が引かれた章、条及び項（以下本則において「移動章等」という。）が存在する場合には当該移動章等を当該移動後章等とし、移動後章等に対応する移動章等が存在しない場合には当該移動後章等（以下本則において「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条及び項の表示並びに追加章等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
目次 第１章～第３章　（略） 第４章　行政指導（第30条－第34条の２） 第４章の２　処分等の求め（第34条の３） 第５章　（略） 附則	目次 第１章～第３章　（略） 第４章　行政指導（第30条－第34条） 第５章　（略） 附則
（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。 (1)～(6)　（略） (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導 (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導 (9)・(10)　（略）	（適用除外） **第３条**　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章までの規定は、適用しない。 (1)～(6)　（略） (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導 (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導 (9)・(10)　（略）
（行政指導の方式） **第33条**　（略） ２　行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。 (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (2) 前号の条項に規定する要件 (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由 ３　行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前２項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。	（行政指導の方式） **第33条**　（略） ２　行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

４　（略）	３　（略）
第34条　（略）	**第34条**　（略）
（行政指導の中止等の求め） **第34条の２**　法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。 ２　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。 (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 当該行政指導の内容 (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項 (4) 前号の条項に規定する要件 (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由 (6) その他参考となる事項 ３　当該県の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。 **第４章の２**　処分等の求め **第34条の３**　何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。 ２　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。 (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 法令に違反する事実の内容 (3) 当該処分又は行政指導の内容 (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項	

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由 (6) その他参考となる事項 ３　当該行政庁又は県の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（新潟県県税条例の一部改正）

２　新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（新潟県行政手続条例の適用除外） **第７条**　（略） ２　新潟県行政手続条例第３条、第４条又は第33条第４項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第２条第７号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第３項及び第34条の規定は、適用しない。	（新潟県行政手続条例の適用除外） **第７条**　（略） ２　新潟県行政手続条例第３条、第４条又は第33条第３項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第２条第７号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第２項及び第34条の規定は、適用しない。